

**第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進計画**

**令和8年（2026年）3月
富士見市**

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、社会全体でデジタル技術の活用が急速に進展しており、行政サービスにおいても、さらなる利便性の向上と効率化が求められています。



本市では、令和4年3月に「富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、行政手続のオンライン化や業務の効率化など、デジタル技術の活用を着実に進めてまいりました。

今後は、持続可能で質の高い行政サービスを提供していくために、デジタル技術とデータ活用を一層推進し、行政の仕組みそのものを見直していくことが重要です。

また、令和11年度に予定している新庁舎への移転は、本市の行政運営の在り方を見直す大きな機会でもあります。新庁舎整備とあわせてICT環境の充実を図り、効率的で柔軟な働き方の実現と、市民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

こうした認識のもと、「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。本計画に基づき、デジタル活用を中心とした行政運営への転換を着実に進め、市民の皆さまの利便性向上と行政運営の効率化の両立を図ってまいります。

市民の皆さまをはじめ、関係する皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

市長 星野光弘

目次

第1章 計画策定の目的	1
(1) DXの必要性	1
(2) 国の動向	3
(3) 県の動向	4
(4) 計画の位置付け	5
(5) 計画期間	6
(6) 推進体制	7
第2章 第1期DX推進計画の成果と検証	8
(1) 成果と検証	8
取組方針1 市民サービスの向上	8
取組方針2 行政運営の簡素化・効率化	9
取組方針3 地域社会のデジタル化	11
(2) 第2期DX推進計画に向けての課題	12
第3章 第2期DX推進計画の目指す姿	15
(1) 目指す姿	15
(2) 基本方針	16
第4章 基本施策・取組	18
基本方針1 フロントヤード改革の推進	18
基本方針2 地域社会のデジタル化	20
基本方針3 デジタル中心のBPR推進	22
基本方針4 DX推進体制の整備	25
第5章 資料	26
(1) 策定過程	26
(2) 富士見市電子計算組織運営委員会要綱	27
(3) DX推進計画策定及び推進に係る専門部会	30
(4) DX推進計画策定及び推進に係る作業部会	30
(5) 基本施策とSDGsの関係性	31

第1章 計画策定の目的

(1) DX¹の必要性

新型コロナウイルス感染症の流行以降、社会情勢や生活様式は大きく変化し、行政サービスに求められる形も多様化しています。従来は対面での手続が中心であったものの、本市が実施した市民アンケートの結果（図表1-1）では、特に若年層を中心にオンライン（非対面）による手続のニーズが高まっており、利便性向上の観点からも、オンラインによる行政サービスの拡充が求められています。

また、本市では令和11年度に新庁舎への移転を予定しており、この機会を捉えて全庁的にワークスタイル改革を推進することとしています。さらに、庁内で実施した業務量に関するアンケート（図表1-2）では、約9割の職員が「多い」または「時期によって多い時がある」と回答しており、業務の効率化や働き方改革が喫緊の課題となっています。

第1期DX推進計画期間においては、デジタル技術を活用した行政サービスの提供を進めてきましたが、市民ニーズの多様化・高度化に対応するためには、デジタル技術やデータをより一層活用した取組を推進する必要があります。同時に、これらの取組は、業務の生産性向上を通じて職員の働き方改革にも寄与する行政運営上重要な取組でもあります。

以上を踏まえ、行政サービスの提供において、デジタル活用を中心とした仕組みへの転換を図り、市民等の利便性向上と行政運営の効率化を実現するため、第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「DX推進計画」という。）を策定するものです。

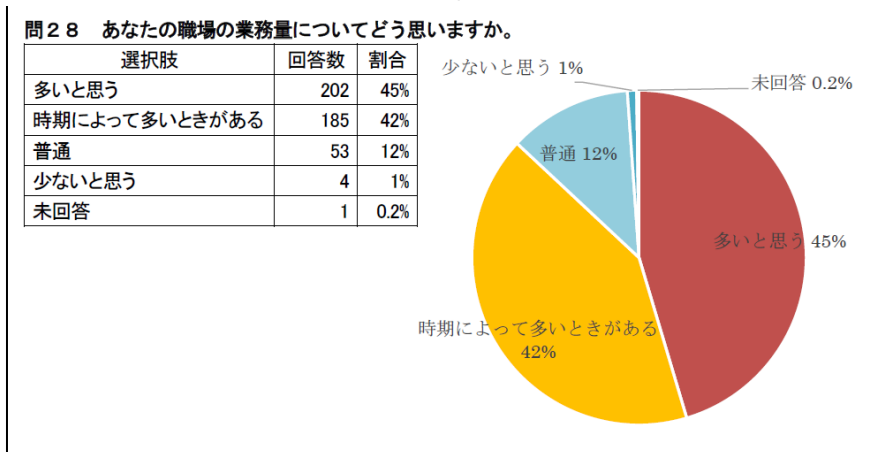
¹ Digital Transformation の略（「trans」には「cross」の意味があり、「cross」は「X」と表現されることから、DX と略記される。）。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

〈図表 1 - 1 : 年代別の将来行えることを期待する手続の方法 (複数選択可)〉

年代	回答者数	対面	コンビニ ストア	オンライン	郵送	電話	その他
～19 歳	8	25.0%	37.5%	75.0%	12.5%	37.5%	0.0%
20～29 歳	59	35.6%	50.8%	84.7%	32.2%	27.1%	1.7%
30～39 歳	117	42.7%	52.1%	89.7%	31.6%	23.9%	1.7%
40～49 歳	151	50.3%	55.0%	77.5%	34.4%	29.1%	4.6%
50～59 歳	195	60.0%	52.3%	69.2%	30.3%	24.1%	2.6%
60～69 歳	147	70.7%	45.6%	49.0%	40.1%	36.7%	3.4%
70～79 歳	195	70.3%	36.9%	21.0%	43.6%	41.0%	1.5%
80 歳～	100	71.0%	31.0%	17.0%	31.0%	51.0%	4.0%

(出典) 富士見市新庁舎建設基本計画策定にあたって実施したアンケートより抜粋
令和 4 年 1 0 月実施 市民 3, 0 0 0 名のうち、9 9 0 名回答

〈図表 1 - 2 : 業務量に関するアンケート〉



(出典) 職員課実施「人材育成基本方針・人事評価制度マニュアルに関する職員アンケート」より抜粋
令和 4 年 6 月 2 1 日～7 月 5 日実施 正規職員・再任用職員 6 2 6 名のうち、4 4 5 名回答

(2) 国の動向

総務省が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画²

4. 0版（令和7年3月改定）では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体的に記載されています。同計画においては、取組の実現のために、①組織体制の整備、②デジタル人材の確保・育成、③計画的な取組、④都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築の4点の実行により、D X推進体制を構築することが望ましいとされています。

また、同計画では、以下7つの取組を重点取組事項と位置付けています。

〈図表1-3：自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画4. 0版重点取組事項〉

#	重点取組事項	取組の概要
1	自治体フロントヤード改革 ³ の推進	住民と行政の接点となる窓口業務などを抜本的に改革し、住民の利便性向上と業務の効率化を目指す。
2	自治体の情報システムの標準化・共通化	標準化法及び基本方針の下、基幹系システム ⁴ について、標準準拠システム ⁵ に移行する。
3	公金収納におけるe L-Q R ⁶ の活用	地方税で導入されている統一QRコード「e L-Q R」を公金収納に活用する。
4	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	マイナンバーカードについて、希望する国民が円滑に取得できる環境を整備し、利便性を高めることで利用を促進する。
5	セキュリティ対策の徹底	地方公共団体の業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。
6	自治体のA I ⁷ ・R P A ⁸ の利用推進	A IやR P Aを導入・活用し、業務の効率化を推進する。
7	テレワークの推進	働き方改革、多様な人材の確保、災害時の業務継続の観点から、テレワークを推進する。

² 総務省が「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた計画のこと。

³ マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図ること。

⁴ 地方公共団体の主となる業務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、住民税、国民健康保険等）に関わるシステムのこと。

⁵ 国が示した標準化基準に適合した情報システムのこと。

⁶ 地方公共団体の納付書に統一規格として印字される二次元コード。

⁷ 人工知能（Artificial Intelligence）の略。

⁸ Robotic Process Automation の略。主に定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

(3) 県の動向

埼玉県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、「社会全体のデジタルトランスフォーメーションの実現による、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」を目指すこととしています。

令和6年3月には、第2期計画（令和6年度から令和8年度までの3か年）を策定し、第1期計画で推進したペーパーレス化をはじめとしたアナログからデジタルへの転換を土台とし、業務プロセス改革と県民サービス向上を目指す取組を本格化することとしています。

〈図表1-4：第2期埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画の主なテーマ〉

#	テーマ	主な内容
1	デジタルツールの更なる活用とタスク・トランスフォーメーション（TX） ⁹ の推進	生成AI ¹⁰ やノーコードツール ¹¹ 等を効果的に活用した定型・非定型業務の効率化
2	ユーザビリティを含む県民サービスの向上	・申請手続のオンライン化、キャッシュレス化の推進等などによって、利便性の向上とともに、添付書類等の省略、ワンストップ ¹² ・ワンズオンリー ¹³ サービスを実現 ・誰でも操作しやすいシステムの構築や画面設計など、ユーザビリティ（使い勝手）に配慮した取組を推進
3	データの収集・分析・活用の推進	データの収集・連携・利活用の拡大とともに、分析結果を踏まえた最適な施策立案を実現
4	「働き方改革」等と連携した未来のオフィスの構想	デジタルツールの活用により、本庁・地域機関の最適な業務分担の在り方など、未来のオフィスの在り方について研究・検討
5	規制改革とデジタル改革の一体的推進	アナログ規制の見直しと、デジタルをベースとした業務プロセス改革を一体的かつ横断的に推進することにより、DXの取組を加速
6	国・市町村等との連携強化	・県が保有する情報のオープンデータ ¹⁴ 化を推進するとともに、情報基盤を活用した国や市町村、民間サービスとの連携を促進 ・県におけるデジタル化の実践経験等を生かしながら、市町村や事業者等のDXの取組への支援を強化

⁹ タスク（task）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語で、デジタルと人間、それぞれに適したタスクを見極め、業務の更なる効率化とサービス向上を目指すこと。

¹⁰ コンテンツを作り出すAI。

¹¹ システム構築に必要なプログラム（ソースコード）を記載せずに、作業を効率化するアプリケーションを簡単に作成することができるツール

¹² 一度の申請で、複数の手続を同時に処理したり、手続間でデータを連携して一連のサービスを一括で対応すること。

¹³ 行政手続などにおいて一度入力した情報は、原則再度の提出を求めないこと。

¹⁴ 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民が誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。

(4) 計画の位置付け

ア 国等の各種計画との関係性

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画¹⁵」として位置付けます。

また、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」で示す重点取組事項や、「第2期埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を勘案し、各取組に繋がります。

イ 本市の各種計画との関係性

「富士見市第6次基本構想・第2期基本計画」、「第3期富士見市キラリと輝く創生総合戦略」及び「富士見市第8次行財政改革大綱」を上位計画とし、「富士見市第6次基本構想」で掲げる理想の未来「充実した日々」の実現をICT¹⁶分野から支援するための計画として位置付けるとともに、持続可能な開発目標（SDGs¹⁷）の基本理念「誰ひとり取り残さない」の実現に資するよう各取組を推進します。

また、「富士見市新庁舎建設基本計画」との整合性を図ります。

なお、児童生徒の学習や教職員の校務に係るICT環境の整備等については、文部科学省が定める「GIGAスクール構想」や、「富士見市教育振興基本計画」等の富士見市教育委員会が策定する各種計画に基づいて進めていきます。

¹⁵ 市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるもの。

¹⁶ Information & Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

¹⁷ 2015年に国連サミットで採択された2030年までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指したもの。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、「富士見市第6次基本構想・第2期基本計画」、「第3期富士見市キラリと輝く創生総合戦略」、「富士見市第8次行財政改革大綱」（いずれも令和8年度から令和12年度まで）を考慮し、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、情報通信技術の進化や国及び県の施策などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

<図表1-5：計画期間>

令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
富士見市第6次基本構想・第1期基本計画 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)					富士見市第6次基本構想・第2期基本計画 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)				
第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)					第3期富士見市キラリと輝く創生総合戦略 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)				
富士見市第7次行財政改革大綱 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)					富士見市第8次行財政改革大綱 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)				
富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 (計画策定～令和8年3月31日)					第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)				

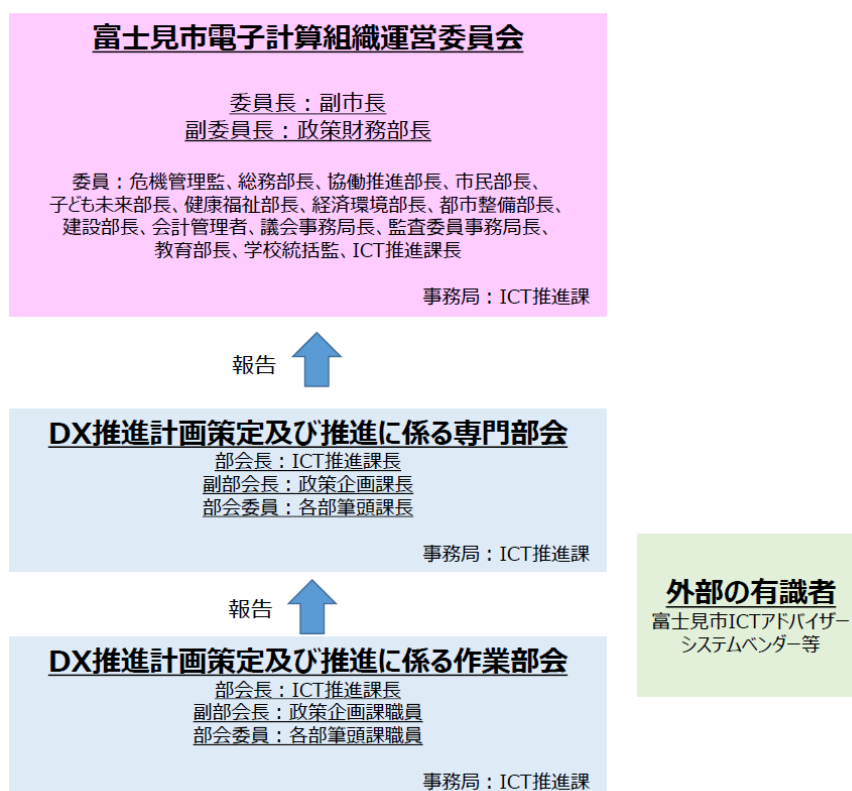
(6) 推進体制

DX推進計画の進捗管理については、PDCA¹⁸サイクルに基づき行うこととし、その結果を電子計算組織運営委員会に報告します。

また、委員会の下部組織として、DX推進計画の策定及び推進に係る部会（専門部会と作業部会）を設置しています。

なお、必要に応じて、外部の有識者の意見又は説明を聞く場を設けます。

〈図表1-6：推進体制〉



¹⁸ Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法のこと。

第2章 第1期DX推進計画の成果と検証

(1) 成果と検証

取組方針1 市民サービスの向上

基本施策1 行政手続のオンライン化

令和4年度より、特に国民の利便性向上に資する手続とされている27手続について、マイナポータル¹⁹からマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能としました。

加えて、埼玉県内市町村で共同利用する電子申請・届出サービス上で利用可能なオンライン手続の拡充も図り、令和7年3月末時点で計60種類のオンライン手続が可能となっています。

KPI ²⁰	指標		
	ぴたりサービスから電子申請可能な手続の数		
	現状値	目標値	結果
	—	27手続 (令和5年度)	36手続 (令和6年度)
主な取組	キャッシュレス化の推進（R4年度～） 書かない窓口の導入（証明書申請）（R5年度～） web口座振替受付サービスの導入（R6年度～）		

基本施策2 ICTを活用したまちづくり

マイナンバーカードの普及率の向上のため、申請手続の支援、専用交付日の設定、マイナポイントの申込支援及び公民館等での出張申請支援等を実施しました。

KPI	指標		
	マイナンバーカード交付率		
	現状値	目標値	結果
	38.4% (令和4年1月)	100.0% (令和7年度)	89.5% ²¹ (令和7年度)
主な取組	図書館利用カードの電子化（スマートフォン対応）（R5年度～） 図書館カードとしてのマイナンバーカード利用（R5年度～） 公共施設予約システムの更新（R6年度～）		

¹⁹ 国が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップででき、行政機関からのお知らせを受けとれる自分専用のサイトのこと。

²⁰ Key Performance Indicator の略。数値目標の達成のために重要となる施策の目標値。

²¹ 令和7年8月末時点の数値。

取組方針 2 行政運営の簡素化・効率化

基本施策 1 情報システムの標準化・共通化

本市では、全庁的な組織体制を整備し、標準化対象 20 業務²²を扱うシステムの移行方針の検討を行ってきました。

令和 5 年度に、プロポーザルにより次期基幹系システムの提供委託事業者を決定し、令和 7 年度現在、移行に向けた準備を全庁的に進めています。

K P I	指標		
	標準化・共通化する業務数		
	現状値	目標値	結果
	—	20 業務 (令和 7 年度)	20 業務 (令和 7 年度)
主な取組	次期基幹系システム（標準準拠システム）及び帳票アウトソーシング提供事業者の選定（R 5 年度～）		

基本施策 2 新技術（R P A / A I など）の活用

R P A や A I を始めとした新技術を定型業務において活用することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図りました。

K P I	指標		
	R P A を活用した業務数		
	現状値	目標値	結果
	3 業務 (令和 4 年 1 月)	7 業務 (令和 7 年度)	4 業務 (令和 6 年度)
主な取組	R P A の利用推進（R 4 年度～） 議事録支援システムの導入（R 4 年度～） 市ホームページおける A I チャットボットの導入（R 5 年度～） 戸籍電子書籍 A I 検索サービスの導入（R 5 年度～） 保育所 A I 入所マッチングシステムの導入（R 6 年度～）		

²² 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

基本施策3 行政経営の効率化

より効率的な行政経営の推進を目的として、文書管理・電子決裁システムの導入等のB P R²³の結果、ペーパーレス化の推進に繋がりました。

K P I	指標		
	I C Tによる印刷物の削減		
	現状値	目標値	結果
	—	253万枚/年 (令和7年度)	368万枚/年 (令和6年度)
主な取組	複合機の導入（R4年度～） 学校給食費管理システムの導入（R4年度～） 電子決裁・文書管理システムの導入（R5年度～） グループウェア・財務会計システムの更新（R5年度～） 集団がん検診のWeb予約の導入（R5年度～） 庶務事務システムの導入（R6年度～） タブレット端末の増台（R6年度～）		

²³ Business Process Re-engineering の略。市の既存の業務構造について、抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。

取組方針 3 地域社会のデジタル化

基本施策 1 行政データの活用

地域の課題解決及び地域経済の活性化を目的として、行政が保有する情報をデジタル化し、アクセスを容易にしました。

K P I	指標		
	アプリ等のサービス利用者数		
	現状値	目標値	結果
	12,143人 (令和2年度)	20,238人 (令和7年度)	35,778人 (令和6年度)
主な取組	オープンデータの維持管理（R4年度～） デジタル人材の育成・採用（R4年度～） DX推進研修の実施（R6年度～）		

基本施策 2 地域社会のデジタル化

誰もがデジタル社会の恩恵を実感できるように、デジタルデバイド²⁴対策の推進と、公共施設の無線LAN環境の整備を行いました。

K P I	指標		
	公共施設への公衆無線LANの設置数		
	現状値	目標値	結果
	7施設	13施設 (令和7年度)	17施設 (令和6年度)
主な取組	公衆無線LAN環境の整備（R4年度～） スマートフォン教室の開催（R4年度～） 市内事業者のDX化支援（中小企業チャレンジ支援事業補助金）（R4年度～）		

²⁴ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差のこと。

(2) 第2期DX推進計画に向けての課題

第1期DX推進計画において、スマート自治体の転換を目指し、一定の成果を得ることができましたが、職員への調査の結果、課題もあることがわかりました。

第2期DX推進計画はこれらの解決に向け、取組を実行します。

課題①：行政手続のデジタル化

図表2-1「庁内文書の電子化状況」の調査の結果、住民手続関連の書類について電子化ができていると回答した職員の割合は、10%にも満たない結果となりました。これは、オンライン化を始めとした、手続のデジタル化が進んでいないことが主な原因と考えます。

行政手続のオンライン化の推進は、市民の利便性の向上と、ペーパーレス化による業務効率化に寄与する重要な取組となります。そのため、第2期DX推進計画では、オンライン手続の種類拡充により更なる利便性向上を図る必要があります。

課題②：新庁舎移転を見据えたワークスタイルの見直し

同調査の結果、決裁文書を電子化できていると回答した職員は60%以上という結果で、業務のペーパーレス化が進んでいることが分かります。

一方、報告や会議に関する資料を電子化できていると感じる職員は約50%に留まりました。これは、持ち運びと無線接続が可能な端末に限りがあり、会議等の際に資料の印刷が必要となるケースが多いことが原因と考えます。

対応策として、端末の持ち運びと無線接続が有効な手段ですが、実現にあたっては、現行のネットワーク環境を大きく見直す必要があり、新庁舎移転後のネットワーク設計・構築に合わせて解決を図る必要があります。

〈図表2-1：「庁内文書の電子化状況」の調査結果〉

Q：あなたの自治体の「庁内文書の電子化状況」について当てはまるものを選択してください。

	回答数	電子化されている 又は どちらかといえば電子化されている	紙を利用している 又は どちらかといえば紙を利用している	その他
住民手続関係	343	8.1%	51.5%	40.4%
決裁文書		60.0%	5.0%	35.0%
報告会議関連		49.0%	26.0%	25.0%

出典：職員向けの庁内DX診断（令和7年6月9日～6月27日実施）

課題③：標準準拠システムへの移行等に合わせた業務プロセスの見直し

基幹系業務については、令和7年度に国が定める標準仕様に準拠した新しいシステムへの移行を予定しており、業務担当課においては、システムに合わせた業務プロセスの見直しが必要となります。

また、基幹系システムは、障害発生時の市民影響が大きいことから、安定した稼働のためのシステム運用・保守体制が必要となります。

課題④：DX及びデジタルリテラシーに関する知識の不足

自治体DXにまつわる基礎知識の理解度の調査（図表2-2）において、他の項目と比較して「AI・RPA」への理解度が低い結果でした。これは、これらのツールの活用方法を周知できていないなど、活用推進に向けた取組の不足によるものと考えます。

一方、意欲的に身に着けたい知識やスキルの調査（図表2-3）において、「現在の業務に関する知識やスキル」「自身のキャリアや自己成長に向けた知識やスキル」に次いで、「DXに関する知識やスキル」の回答が多く、DXについて意欲的に学びたい職員が多くいることがわかりました。

このことから、DX推進の機運向上のため、より多くの職員が、DXに関する知識を習得できる環境を整備する必要があります。

〈図表2-2：自治体DXにまつわる基礎知識の理解度の調査〉

Q：自治体DXに関する各項目の理解度として、当てはまるものを選択してください。

	回答数	理解しており、他者に説明できる 又は 理解している	部分的に理解している	ほとんど理解していない 又は 理解していない
DXの定義	343	24.0%	57.0%	19.0%
自治体DXを推進する意義・目的		35.0%	52.0%	13.0%
行政手続きのオンライン化		35.0%	51.0%	14.0%
AI・RPA技術		21.0%	43.0%	36.0%

〈図表2-3：意欲的に身に着けたい知識やスキルの調査〉

Q：意欲的に身に着けたい知識やスキルとして当てはまるものを選択してください。※複数回答可

現在の業務に関する知識やスキル	自身のキャリアや自己成長に向けた知識やスキル	DXに関する知識やスキル	政治、社会の動向や専門知識	市場やビジネスに関する知識	特になし	その他
260	169	162	98	96	22	3

出典：職員向けの庁内DX診断（令和7年6月9日～6月27日実施）

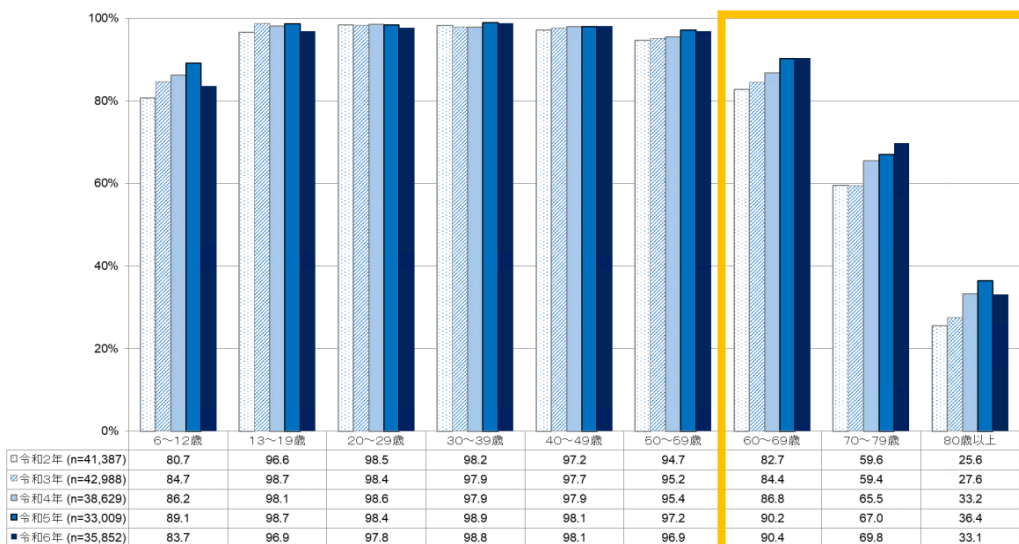
課題⑤：デジタルをより身近にする取組

年齢階層別のインターネット利用状況の推移（図表2-4）から、60歳以上の年齢層のデジタル活用が年々進んでいることが分かります。

本市では、公民館等で操作に不慣れな方を対象とした、スマートフォン教室を開催しました。市主催のスマートフォン教室実績（図表2-5）から分かるように、毎年度多くの方が参加されており、一定のニーズがあることが分かります。

このことから、第2期DX推進計画においても、デジタルを活用したい意欲を持つ方へ、それをサポートする場を提供する必要があります。

＜図表2-4：年齢階層別インターネット利用状況の推移＞



出典：令和6年度通信利用動向調査

＜図表2-5：市主催のスマートフォン教室実績（令和4年度～令和6年度）＞

開催年度	実施回数	のべ参加人数	開催場所
令和4年度	27回	207人	鶴瀬公民館、水谷公民館、水谷東公民館
令和5年度	65回	619人	ふじみ野交流センター、鶴瀬公民館、南畑公民館、水谷公民館、水谷東公民館
令和6年度	35回	374人	健康増進センター、鶴瀬公民館、南畑公民館、水谷公民館、水谷東公民館

出典：所管課調べ

第3章 第2期DX推進計画の目指す姿

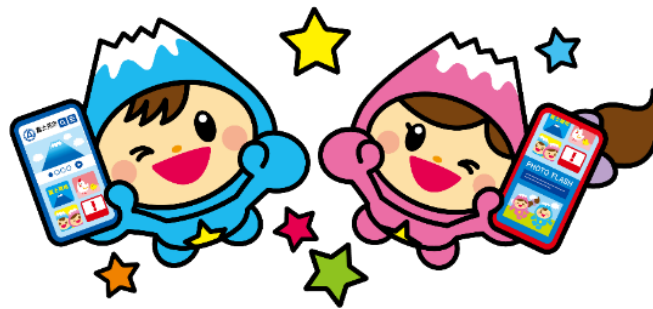
(1) 目指す姿

第1期DX推進計画において掲げた目指す姿「スマート自治体への転換」を第2期DX推進計画においても、引き続き目指すこととします。

スマート自治体への転換により、令和3年度策定の「富士見市第6次基本構想」において、本市が目指す20年後の理想の未来として位置付けている「充実した日々」の実現を目指します。

目指す姿

スマート自治体への転換



★富士見市★
マスコットキャラクター
ふかふー

(2) 基本方針

第1期DX推進計画期間においては、行政手続のオンライン化、標準準拠システム、文書管理・電子決裁システム及び公衆無線LANといった、市民サービスの向上や職員の業務を効率化するためのシステムやサービスの導入を進めました。

第2期DX推進計画においては、「スマート自治体への転換」を実現するため、「日々のゆとりを生み出す市民サービスの提供」、「地域社会のデジタル化による暮らしの質の向上」及び「行政運営の簡素化・効率化によるリソースの創出とワークスタイル改革」を推進します。

実現にあたっては、前述の課題を踏まえて、以下の4つの基本方針を定め、それに紐づく基本施策及び取組を実行します。

基本方針

基本方針① フロントヤード改革の推進
第1期DX推進計画に引き続き、フロントヤード改革の推進により、手続やサービスの一連の流れがデジタルで完結できる環境を整備し、行かない市役所及び書かない・待たない窓口の実現を目指します。
基本方針② 地域社会のデジタル化
デジタル活用により生活の質が向上し、暮らしにおいて、より身近にデジタルを活用できる環境づくりを推進します。 また、行政が保有するデータのオープン化を進め、地域の課題解決を推進します。
基本方針③ デジタル中心のBPR推進
標準準拠システム・ガバメントクラウド ²⁵ への移行と新庁舎整備を契機として、デジタル中心のBPRを更に推進します。また、AIやRPAといった新技術を積極的に活用していきます。
基本方針④ DX推進体制の整備
これまで以上のDXの機運向上と推進体制の強化を目的として、DXの取組をリードする人材の育成と確保を行います。

²⁵ 中央政府や地方公共団体、準公共分野向けのデジタル施策推進のための共通のクラウドサービス利用環境。

目指す姿	基本方針	基本施策	取組
スマート 自治体への 転換	基本方針① フロントヤード 改革の推進	行かない市役所の 推進	オンライン手続の拡充
			コンビニ交付サービスの利用拡大
			公金収納のデジタル化
		書かない・待たない 窓口の推進	申請書作成支援システムの導入
			キオスク端末の導入
			マイナンバーカードの申請支援の継続
	基本方針② 地域社会の デジタル化	身近なデジタルの 推進	事業者のD X 支援
			公立保育所業務支援システムの導入
			デジタル活用による町会の負担軽減
			公衆無線 L A N 環境の機器更新
			デジタルデバйд対策の推進
		行政データの利活用	オープンデータの拡充
			都市計画情報等のオープンデータ化
			データ活用人材の育成
	基本方針③ デジタル中心 の B P R 推進	新庁舎整備に合わ せた I C T 環境の 整備	新庁舎ネットワークの設計・構築
			業務ネットワークの無線化
			プリンタの削減とサブディスプレイの導入
			テレワークの推進
		デジタル活用による 業務フローの見直し	標準準拠システム・ガバメントクラウドの安定運用
			介護認定審査会等のペーパーレス化
工事図面の電子化			
営繕積算システムの導入			
セキュリティポリシーの見直しと適切な対策の実施			
災害対応のデジタル化の推進			
A I ・ R P A の 利用推進	生成 A I サービスの導入		
	R P A の利用推進		
基本方針④ D X 推進 体制の整備	デジタル人材の 育成・確保	D X 推進研修の実施	
		業務フローの作成研修の実施	
		セキュリティ及び個人情報保護研修の実施	
		外部デジタル人材の活用	

第4章 基本施策・取組

基本方針1 フロントヤード改革の推進

基本施策1 行かない市役所の推進

来庁せずに行政手続をオンラインで完結できるようになる、行かない市役所の実現を目指します。

	指標	現状値	目標値
KPI	電子申請に対応した行政手続の種類 (所管課調べ)	60種類 (令和6年度)	300種類 (令和12年度)

取組①	オンライン手続の拡充
	(ICT推進課・各所管課) オンラインで完結できる手続の種類を拡充します。 併せて、本人確認方法の見直しやオンライン決済サービスを導入します。
取組②	コンビニ交付サービスの利用拡大
	(税務課) マイナンバーカードを活用した証明書コンビニ交付システムに、税証明書を追加します。
取組③	公金収納のデジタル化
	(各所管課) 地方税以外の公金収納について、eLTAx ²⁶ (eL-QR) の活用による公金収納のデジタル化を目指します。

²⁶ 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

基本施策2 書かない・待たない窓口の推進

マイナンバーカードを活用し、書かない・待たない窓口の実現を目指します。

また、マイナンバーカードの新規取得や更新の申請支援を継続し、保有率の向上を図ります。

	指標	現状値	目標値
KPI	住民異動に係る申請書作成支援システムの導入部署数 (所管課調べ)	—	9部署 (令和12年度)

	申請書作成支援システムの導入		
取組①	(各所管課) 住民異動に関わる関連部署において、全庁的に利用可能な書かない窓口システムの導入を目指します。		
	キオスク端末の導入		
取組②	(各所管課) 本庁舎において、コンビニ交付サービスと同じように、マイナンバーカードを利用して証明書を取得できるキオスク端末を導入します。		
	マイナンバーカードの申請支援の継続		
取組③	(市民課) マイナンバーカードの申請において、オンライン申請補助端末を使用した写真撮影及び申請補助を行います。		

基本方針 2 地域社会のデジタル化

基本施策 1 身近なデジタルの推進

暮らしにおいて、より身近にデジタルを活用できる環境づくりを推進し、生活の質の向上を図ります。

	指標	現状値	目標値
K P I	日常生活や仕事において、デジタルツールを「積極的に活用している」と回答した市民の割合 (アンケートモニター調査)	63.9% (令和7年度)	80.0% (令和12年度)

	事業者のDX支援		
	(産業経済課・農業振興課)		
取組①	事業者の生産性の向上を図るデジタル化とスマート農業技術の実装化、市民の利便性の向上につながるキャッシュレス化への対応など、多様なニーズに応えるため、事業者のDXを支援します。		
	公立保育所業務支援システムの導入		
	(保育課)		
取組②	公立保育所において、連絡や記録をデジタル化するシステムを導入します。		
	デジタル活用による町会の負担軽減		
	(協働推進課)		
取組③	回覧物のデジタル化など、正副町会長との連絡・調整の効率化及び各町会における情報発信の多様化を目指します。		
	公衆無線LAN環境の機器更新		
	(ICT推進課)		
取組④	現在設置している、本庁舎及び公共施設の公衆無線LAN環境の機器更新を行います。		
	デジタルデバイド対策の推進		
	(各所管課)		
取組⑤	公民館等におけるスマートフォン教室を継続するとともに、教室の中でオンライン申請の利用方法について説明する時間を設けることにより、オンライン申請の利用拡大を図ります。		

基本施策2 行政データの利活用

行政が保有するデータのオープン化を更に進め、地域の課題解決を目指します。
また、データ分析に基づいた政策立案の推進を継続します。

	指標	現状値	目標値
K P I	公開するオープンデータの種類 (所管課調べ)	13種類 (令和6年度)	25種類 (令和12年度)

取組①	オープンデータの拡充 (ICT推進課・各所管課) 県のポータルサイトで公開するオープンデータの種類の拡充を図ります。
	都市計画情報等のオープンデータ化 (各所管課) 都市計画等に関する情報をWeb上で閲覧できるシステムの導入を目指します。
取組③	データ活用人材の育成 (ICT推進課) データの利活用に関する研修を受講し、オープンデータの推進とデータに基づいた政策立案ができる人材の育成を図ります。

基本方針 3 デジタル中心の B P R 推進

基本施策 1 新庁舎整備に合わせた I C T 環境の整備

新庁舎整備に合わせて I C T 環境の整備を行うことで、ペーパーレス化を推進し、効率的で柔軟な働き方の実現を目指します。

	指標	現状値	目標値
K P I	I C T 化による内部事務処理等に関する印刷物の削減 (所管課調べ)	—	1 1 2 万枚 (令和 8 ~ 1 2 年度)

	新庁舎ネットワークの設計・構築		
	(新庁舎整備室・ I C T 推進課)		
取組①	新庁舎におけるネットワークについて、令和 8 年度までに、設計を行います。 また、令和 1 1 年度の移転に向けて構築作業を進めます。		
	業務ネットワークの無線化		
	(I C T 推進課)		
取組②	新庁舎移転以降、業務用端末 (一部除く) の持ち運びと無線 L A N 接続が可能な環境を整備します。		
	プリンタの削減とサブディスプレイの導入		
	(I C T 推進課)		
取組③	職員用プリンタの台数を削減するとともに、資料をデータで閲覧する機会が増加していることから、職員の座席へのサブディスプレイの設置を目指します。		
	テレワークの推進		
	(職員課・ I C T 推進課)		
取組④	在宅勤務に関する運用基準を見直すとともに、新庁舎移転を契機として、新しいテレワークシステムを導入します。		

基本施策2 デジタル活用による業務フローの見直し

デジタル活用による業務効率化・簡素化を推進するとともに、セキュリティ対策の徹底を図ります。

また、標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行に伴い、業務フローの見直しを継続的に行います。

	指標	現状値	目標値
K P I	デジタル活用による事務作業の縮減時間数 (所管課調べ)	—	34,000時間/年 (令和12年度)

取組①	標準準拠システム・ガバメントクラウドの安定運用 (ICT推進課・各所管課)
	標準準拠システムについて、保守・運用体制の継続的な検討と見直しを行い、安定稼働を実現します。
取組②	介護認定審査会等のペーパーレス化 (高齢者福祉課・障がい福祉課)
	介護認定審査会等のペーパーレス化を図ります。
取組③	工事図面の電子化 (各所管課)
	工事・修繕・設計等に使用する過去の工事図面の電子化を目指します。
取組④	営繕積算システムの導入 (営繕課)
	これまで表計算ソフトで行っていた建築関連の積算業務にシステムを導入します。
取組⑤	セキュリティポリシーの見直しと適切な対策の実施 (ICT推進課)
	国のガイドライン等の改正を踏まえ、富士見市セキュリティポリシーを見直すとともに、適切なセキュリティ対策を行います。
取組⑥	災害対応のデジタル化の推進 (危機管理課)
	災害対策本部の更なるデジタル化の推進や備蓄品のデジタル管理など、事前準備から災害時の事務について、デジタル化を進め、効率的で効果的な災害対応体制を目指します。

基本施策3 AI・RPAの利用推進

AIやRPAを始めとした新技術を積極的に活用し、デジタルによるBPRを推進します。

	指標	現状値	目標値
KPI	職員の生成AIサービス利用率 (所管課調べ)	—	100.0% (令和12年度)

取組①	生成AIサービスの導入 (ICT推進課) 職員向けの生成AIサービスを導入します。 また、利用促進とリスク低減のため、生成AIの活用ガイドラインの作成と定期的な職員研修を実施します。
	RPAの利用推進 (ICT推進課) RPAの活用業務のさらなる拡大を図ります。 特に基幹系業務においては、標準準拠システムの運用開始に合わせて、業務プロセスを見直すとともに、現在手作業で行っている定型業務におけるRPA活用を推進します。

基本方針4 DX推進体制の整備

基本施策1 デジタル人材の育成・確保

DXの機運の更なる向上のため、DXの取組をリードする人材の育成を目指します。
また、DX推進にあたっては、より高度で専門的な知識が必要なため、外部人材の活用を検討します。

	指標	現状値	目標値
KPI	DX推進研修及び業務フローの作成研修の受講者数 (所管課調べ)	—	150人 (令和8～12年度)

	DX推進研修の実施		
取組①	(ICT推進課) 職員向けに、DXの考え方について学ぶ研修を実施します。 また、生成AI、RPA及び電子申請システム等の操作や活用方法についての研修を実施します。		
	業務フローの作成研修の実施		
取組②	(ICT推進課) デジタル活用による業務見直しのきっかけ作りとして、外部講師を招き業務フローの作成研修を実施します。		
	セキュリティ及び個人情報保護研修の実施		
取組③	(総務課・ICT推進課) 全職員を対象としてセキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施します。		
	外部デジタル人材の活用		
取組④	(ICT推進課) DX推進にあたり、デジタルに関する高度な知識を踏まえた助言や研修を受けるため、高度専門人材の登用や委託を検討します。 国や県のデジタル人材派遣制度を活用し、登用や委託の必要性を検証します。		

第5章 資料

(1) 策定過程

富士見市電子計算組織運営委員会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和7年5月14日(水)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の骨子とスケジュールについて
第2回	令和7年10月21日(火)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」案の説明
第3回	令和7年11月14日(金)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」案の修正と今後のスケジュールについて
第4回	令和8年2月24日(火)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」案に対するパブリックコメントの結果について ※書面開催

D X 推進計画策定及び推進に係る専門部会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和7年6月2日(月)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の骨子とスケジュールについて
第2回	令和7年10月10日(金)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」案の説明

D X 推進計画策定及び推進に係る作業部会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和7年5月21日(水)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の骨子とスケジュールについて
第2回	令和7年10月6日(月)	「第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」案の説明

(2) 富士見市電子計算組織運営委員会要綱

○富士見市電子計算組織運営委員会要綱

昭和60年7月19日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市電子計算組織管理運営規程（昭和60年訓令第10号）第23条の規定に基づき、富士見市電子計算組織運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電子計算組織の効率的な運営、高度利用並びにシステムの見直し及び調査研究に関すること。
- (2) 情報セキュリティに係る重要な事項に関すること。
- (3) 富士見市情報セキュリティポリシーの改定に関すること。
- (4) その他電子計算組織の運営に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故その他やむを得ない事由があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会等)

第6条 委員長は、必要に応じ専門部会及び作業部会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長はICT推進課長の職にある者とし、副部会長及び部会委員は、部会長の指名する者をもって充てる。

(部会長の職務等)

第7条 部会長は、専門部会等を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故その他やむを得ない事由があるときは、その職務を代理する。

(専門部会等の会議)

第8条 専門部会等の会議は、部会長が招集し、部会長はその議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(招集の特例)

第9条 委員長又は部会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンライン」という。）により、委員会又は専門部会等（以下「委員会等」という。）を招集することができる。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会等の招集場所へ集まるのが困難と判断される実情がある場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会等の招集場所への参集が困難な者からオンラインを活用した委員会等の招集の求めがある場合

(庶務)

第10条 委員会等の庶務は、政策財務部ICT推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年9月24日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副市長
副委員長	政策財務部長
委員	危機管理監
委員	総務部長
委員	協働推進部長
委員	市民部長
委員	子ども未来部長
委員	健康福祉部長
委員	経済環境部長
委員	都市整備部長
委員	建設部長
委員	会計管理者
委員	議会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	教育部長
委員	学校統括監
委員	ICT推進課長

(3) DX推進計画策定及び推進に係る専門部会

役職	所属
部会長	ICT推進課長
副部会長	政策企画課長
委員	危機管理課長
委員	総務課長
委員	協働推進課長
委員	市民課長
委員	子育て支援課長
委員	福祉政策課長
委員	産業経済課長
委員	都市計画課長
委員	道路治水課長
委員	教育政策課長

(4) DX推進計画策定及び推進に係る作業部会

役職	所属
部会長	ICT推進課
副部会長	政策企画課
委員	危機管理課
委員	総務課
委員	協働推進課
委員	市民課
委員	子育て支援課
委員	福祉政策課
委員	産業経済課
委員	都市計画課
委員	道路治水課
委員	教育政策課

(5) 基本施策とSDGsの関係性

		フロントヤード改革の推進		地域社会のデジタル化		デジタル中心のBPR推進			DX推進体制の整備
		行かない市役所の推進	書かない・待たない窓口の推進	身近なデジタルの推進	行政データの利活用	新庁舎整備に合わせたICT環境の整備	デジタル活用による業務フローの見直し	AI・RPAの利用推進	デジタル人材の育成・確保
1	貧困をなくそう		○	○	○				
2	飢餓をゼロに								
3	すべての人に健康と福祉を	○	○	○	○				
4	質の高い教育をみんなに								○
5	ジェンダー平等を実現しよう								
6	安全な水とトイレを世界中に								
7	エネルギーをみんなに。そしてクリーンに		○	○	○				
8	働きがいも経済成長も			○		○	○	○	
9	産業と技術革新の基盤を作ろう			○		○	○	○	
10	人や国の不平等をなくそう	○	○	○	○				
11	住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○				
12	つくる責任、つかう責任	○	○			○	○	○	
13	気候変動に具体的な対策を	○	○			○	○		
14	海の豊かさを守ろう								
15	陸の豊かさを守ろう								
16	平和と公正をすべての人に	○	○	○	○				
17	パートナーシップで目標を達成しよう								○

第2期富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

令和8年（2026年）発行

発行 富士見市

〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL:049-251-2711(代表)

URL:<https://www.city.fujimi.saitama.jp>

編集 政策財務部 ICT推進課